

別表 3

要領第4条第2項に定める知事が指定した日 (申請書の提出期間)		要領第7条に定める 登録名簿に登録する日	参加必要資格第6条第2項に 定める資格の有効期間
審査基準年 同	9月1日から 11月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の1月1日	登録日から 登録日の翌年の9月末日まで
審査基準年 翌	12月1日から 2月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の4月1日	登録日から 登録日の翌年の9月末日まで
審査基準年の翌年 同	3月1日から 5月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の7月1日	登録日から 登録日の翌年の9月末日まで
審査基準年の翌年 同	6月1日から 8月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の10月1日	登録日から 登録日の翌年の9月末日まで
審査基準年の翌年 同	9月1日から 11月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の1月1日	登録日から 登録日の同年の9月末日まで
審査基準年の翌年 翌	12月1日から 2月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の4月1日	登録日から 登録日の同年の9月末日まで
審査基準年の翌々年 同	3月1日から 5月末日までの間	申請書提出の日以後 最初の7月1日	登録日から 登録日の同年の9月末日まで